

令和5年第1回羽村・瑞穂地区学校給食組合 議会（定例会）会議録

令和5年2月6日（月）午後2時00分より、令和5年第1回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会（定例会）を西多摩衛生組合会議室に招集した。

1. 出席議員 6名

1 番 原 隆夫	2 番 富永 訓正	3 番 鈴木 拓也
4 番 石川 修	5 番 石居 尚郎	6 番 小川 龍美

2. 欠席議員 0名

3. 出席説明者

管 理 者	橋 本 弘 山	副 管 理 者	杉 浦 裕 之
教 育 長	儘 田 文 雄	会 計 管 理 者	小 山 和 茂
事 務 局 長	田 中 智 文	給 食 課 長	友 野 裕 之
職 員 係 長	渡 辺 佳 則	庶 務 係 長	所 貴 之
管理給食係長	瀧 島 淳 介		

4. 本日の日程は、次のとおりである。

議事日程（第1号）

日程第 1	会議録署名議員の指名について
日程第 2	会期の決定について
日程第 3	議案第 1号 令和4年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算 (第3号)
日程第 4	議案第 2号 令和5年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算
日程第 5	議案第 3号 令和5年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る 経費の組織市町暫定分賦金の決定について
日程第 6	議案第 4号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う 関係条例の整備に関する条例

- 日程第 7 議案第 5号 羽村・瑞穂地区学校給食組合個人情報の保護に関する法律施行条例
- 日程第 8 議案第 6号 羽村・瑞穂地区学校給食組合情報公開・個人情報保護審査会条例
- 日程第 9 議案第 7号 教育委員会教育長の任命について
- 日程第10 議案第 8号 教育委員会委員の任命について
- 日程第11 議員派遣について

開会時刻 午後2時00分

○議長（小川龍美） 皆様、こんにちは。

ただいまの出席議員は6名です。定足数に達しておりますので、ただいまから、令和5年第1回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会（定例会）を開会いたします。

議事日程に入る前に管理者から発言の申出がありますので、これを許します。橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） 改めまして、皆さん、こんにちは。

ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和5年第1回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、それぞれの市町の議会を来月に控え、大変ご多忙の中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、日ごろより、当組合の運営につきまして、深いご理解とご協力を賜り、安全で安心な給食を提供できておりますことに、重ねて御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関して、政府では、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けについて、5月8日に季節性インフルエンザなどと同じ「5類」へ引き下げることを正式に決定しました。

「5類」に移行することにより、医療や社会活動に関する制限措置が緩和され、従来の感染対策は大きく転換されることとなります。

しかしながら、現在も全国的に多くの新規感染者が報告され、まだまだ終息の目途が

立っていない状況が続いており、コロナ禍前の日常生活に戻るには、もう少し時間が必要であるものと考えられます。

また、原油価格の高騰、ロシアのウクライナ侵攻、急激な円安などを受け、社会情勢も不安定な状況となり、国内でも生活に必要な様々なものについて、依然、物価の高騰の状況が続いています。

学校給食組合といたしましても、引き続き、徹底した衛生管理に努め、職員の感染防止を図るとともに、食材等の価格動向を注視しながら、効果的な事業の運営を行い、安全、安心な学校給食の提供に努めてまいります。

本日、ご提案申し上げさせていただく案件でございますが、令和5年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算など8件であります。

いずれも重要な案件でございますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小川龍美） 以上をもって管理者の発言は終わりました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります議事日程（第1号）のとおりです。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第71条の規定に基づき、1番 原 隆夫議員、2番 富永訓正議員を指名いたします。

次に、日程第2、「会期の決定について」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川龍美） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

次に、日程第3、議案第1号「令和4年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第3号）」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。橋本管理者。

○管理者（橋本弘山）

議案第1号「令和4年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第3号）」につきまして

て、ご説明いたします。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額はそのままに、歳出の款・項の区分ごとに振り分けて補正をするものであります。

補正の内容ですが、歳出予算について、まず、議会費の組合議会費は、2万6,000円減額し、87万円とするものです。

次に、事務所費の組合事務所費は、100万5,000円減額し、9,490万9,000円とするものです。

次に、教育費の保健体育費は、101万1,000円増額し、2億9,423万8,000円とするものです。

次に、予備費は、2万円増額し、1,406万2,000円とするものです。

細部につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、お願いいたします。

○議長（小川龍美） 田中事務局長。

○事務局長（田中智文） 議案第1号の細部につきまして、ご説明いたします。

補正予算書の6ページ、7ページをお開きください。

まず、議会費の組合議会費につきましては、10月に実施しました議員等視察のバス借上げ料の契約差金として、2万6,000円減額するものです。

次に、事務所費の一般管理費につきましては、地域手当は、支給率を当初10%で見込んでいましたが、実際は8.5%に据え置かれたことから、39万1,000円を減額するものです。

児童手当は、当初の支給対象者より減になったことから、33万円を減額するものです。

委託料の職員健康診断委託料7万6,000円、新聞折込広告掲載業務委託料13万2,000円、使用料及び賃借料の給与管理システム使用料7万6,000円につきましては、それぞれ実績額の確定により減額するものです。

次に、教育費の学校給食費につきましては、一般職給料は、職員の昇任により生じた不足分12万1,000円を増額するものです。

地域手当は、支給率を当初10%で見込んでいましたが、実際は8.5%に据え置かれたことから、65万9,000円を減額するものです。

需用費につきましては、電気料及びガス料が原油価格高騰の影響などにより、供給価

格が値上げされたことにより生じた不足分、電気料については381万8,000円、ガス料については10万1,000円を増額するものです。

役務費につきましては、検便手数料の単価が見積合わせにより下がったことにより、32万3,000円を減額するものです。

委託料につきましては、浄化槽維持管理、ボイラー運転管理業務、配管等清掃、給食配送業務の各委託料の契約差金として、合わせて204万7,000円を減額するものです。

8ページ、9ページをお開きください。

最後に、予備費につきましては、歳出総額の調整のため、2万円を増額するものです。

以上で議案第1号の細部説明とさせていただきます。

○議長（小川龍美） これをもって提案理由並びに内容説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川龍美） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川龍美） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第1号「羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第3号）」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川龍美） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定されました。

次に、日程第4、議案第2号「令和5年度 羽村・瑞穂地区学校給食組合予算」、及び、日程第5、議案第3号「令和5年度 羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町暫定分賦金の決定について」の2件につきましては、関連がありますので、一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川龍美） ご異議なしと認めます。よって、日程第4、議案第2号「令和5年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算」、及び、日程第5、議案第3号「令和5年度羽村・

瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町暫定分賦金の決定について」の2件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） それでは、一括議題となりました、議案第2号「令和5年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算」、及び議案第3号「令和5年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町暫定分賦金の決定について」の2議案につきましてご説明いたします。

はじめに、議案第2号「令和5年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算」ですが、令和5年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億9,549万5,000円で、前年度と比較して1,048万円の増額となっております。

まず、歳入については、羽村・瑞穂両市町からの分賦金は3億7,529万2,000円で、歳入総額の94.89%を占めております。

繰越金については2,000万円、諸収入は20万3,000円となっております。

次に歳出ですが、議会費は89万8,000円、事務所費は9,302万8,000円、教育費は2億9,956万8,000円、公債費は1,000円、予備費として200万円です。

次に、議案第3号「令和5年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町暫定分賦金の決定について」ご説明いたします。

羽村市及び瑞穂町それぞれの分賦金の割合につきましては、例年4月1日現在の在籍児童・生徒数の推計をもって算定しております。

本案は、当給食組合に係る経費について、令和5年4月1日現在の児童・生徒数の割合に基づき、暫定分賦金を決定するため、ご提案申し上げるものであります。

令和5年度 羽村市の暫定分賦金は2億4,225万1,000円、瑞穂町の暫定分賦金は1億3,304万1,000円とするものであります。

細部につきましては、事務局長からご説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小川龍美） 田中事務局長。

○事務局長（田中智文） それでは、一括議題となりました議案第2号及び議案第3号の細部につきましてご説明いたします。

初めに、議案第2号の細部につきまして、ご説明いたします。

最初に、歳入についてご説明いたします。

お手元にお配りいたしました予算書の10ページ、11ページをお開きください。

第1款、分賦金は3億7,529万2,000円で、前年度と比較して4,044万1,000円の増額です。

増額の主な要因は、予算総額を令和4年度当初予算より1,048万円増額したこと、及び、第2款の繰越金が3,000万円減額したことによるものです。

なお、分賦金の負担割合につきましては、後ほどご説明させていただきます。

次に、第2款、繰越金は2,000万円で、前年度と比較して3,000万円の減額です。

令和4年度の執行見込額により繰越見込額が減額したことによります。

第3款、諸収入のうち第1項、預金利子は3,000円で、前年度と同額です。

第2項、雑入は20万円で、前年度と比較して3万9,000円の増額です。

増額の主な要因は、雇用保険料の保険料率が変更したことによるものです。

次に、歳出についてご説明いたします。

12ページ、13ページをご覧ください。

まず、第1款、議会費のうち、組合議会費は89万8,000円で、前年度と比較して2,000円の増額です。

次に、第2款、事務所費のうち、第1項、組合事務所費、第1目、一般管理費は9,297万2,000円で、前年度と比較して288万6,000円の減額です。

主な内容ですが、第1節、報酬は442万円で、前年度と比較して174万7,000円の増額です。

増額の主な要因は、令和4年度末で再任用職員が1名退職するため、会計年度任用職員を1名増員することによるものです。

第2節、給料は3,655万6,000円で、前年度と比較して160万3,000円の減額です。

減額の要因は、令和4年度末で再任用職員が1名退職することによるものです。

第4節、共済費は1,245万7,000円で、前年度と比較して19万2,000円の減額です。

減額の主な要因は、令和4年度末で再任用職員が1名退職することに伴い、再任用職員雇用保険料等の対象者がいなくなるため、皆減することによるものです。

14ページ、15ページをご覧ください。

第12節、委託料は485万9,000円で、前年度と比較して432万8,000円の減額です。

減額の主な要因は、公式サイト構築業務委託料、及び、新給食センター構想策定支援委託料が皆減することによるものです。

16ページ、17ページをご覧ください。

第13節、使用料及び賃借料は537万1,000円で、前年度と比較して79万4,000円の増額です。

増額の主な要因は、5年間の長期継続契約の満了に伴い、印刷機及びパソコン、プリンター等のネットワークシステム機器を更新することによります。

第17節、備品購入費は68万8,000円で、前年度と比較して皆増となります。

増額の要因は、経年劣化による買い替えとして、第1センターの男女更衣室のエアコンをそれぞれ購入することによります。

次に、第2項、監査委員費は、監査委員報酬等として5万6,000円で、前年度と同額です。

次に、第3款、教育費のうち、第1項、教育総務費、第1目、教育委員会費は21万円で、前年度と比較して2,000円の増額です。

18ページ、19ページをご覧ください。

第2項、保健体育費のうち、第1目、学校給食費は2億9,885万8,000円で、前年度と比較して1,336万2,000円の増額です。

主な内容ですが、第1節、報酬は4,236万5,000円で、前年度と比較して72万1,000円の増額です。

増額の要因は、会計年度任用職員の時間単価が上昇したことによります。

第2節、給料は4,716万5,000円で、前年度と比較して29万3,000円の増額です。

増額の要因は、定期昇給によります。

第3節、職員手当等は2,963万4,000円で、前年度と比較して80万円の増額です。

増額の主な要因は、地域手当、一般職期末手当、勤勉手当の定期昇給などに伴う増額によります。

第4節、共済費は1,810万5,000円で、前年度と比較して74万8,000円の減額です。

減額の主な要因は、会計年度任用職員社会保険料の制度変更によるものです。

第10節、需用費は6,421万5,000円で、前年度と比較して276万9,000円の増額です。

主な増額の要因は、供給価格が高騰している電気料、ガス料を予算積算時の実勢価格で計上したことによります。

20ページ、21ページをご覧ください。

第12節、委託料は6,271万8,000円で、前年度と比較して364万6,000円の増額です。

増額の主な要因は、物価高騰などの影響による人件費や資材費の上昇による各委託料の増額や、現行の給食献立等管理システムの機器等賃貸借契約が令和5年9月末で終了することに伴い、新たなシステムに更新して運用するため給食献立管理システム導入委託料及び給食献立システム保守委託料を計上したことによります。

第13節、使用料及び賃借料は108万1,000円で、前年度と比較して124万7,000円の減額です。

減額の主な要因は、現行の給食献立等システム機器等賃貸借契約が令和5年9月末で終了になることにより、新たな給食献立管理システムの導入経費を委託料に変更したことなどによります。

第17節、備品購入費は3,187万円で、前年度と比較して714万6,000円の増額です。

増額の主な要因は、経年劣化による給食用備品の買い替えとして、第1センターに蒸気回転釜2台、消毒保管庫1台、二重保温食缶181個、第2センターに焼物機2台、カップ用昇降式消毒保管機2台、コンテナ4台を購入することなどによります。

第2目、施設整備費、第14節工事請負費は、緊急工事の費用として50万円で、前年度と同額です。

22ページ、23ページをご覧ください。

第4款、公債費については、科目存置として1,000円で、前年度と同額です。

第5款、予備費については、200万円で、前年度と同額です。

次に、24ページから30ページは給与費明細書となっております。

以上で、議案第2号の細部説明とさせていただきます。

続きまして、議案第3号の細部につきましてご説明いたします。

議案資料の議案第3号資料をご覧ください。A4横版の資料になります。

令和5年4月1日現在の児童・生徒数の見込みですが、羽村市が3,989人、瑞穂町が2,191人で、合計6,180人です。

したがって、分賦金の負担割合は、羽村市が64.55%、瑞穂町が35.45%で、分賦金につきましては、羽村市が2億4,225万1,000円、瑞穂町が1億3,304万1,000円、合計3億7,529万2,000円です。

なお、分賦金の負担割合の確定につきましては、例年5月1日現在の在籍児童・生徒数をもって算定し直して、11月議会においてご決定していただくこととしております。

以上で議案第3号の細部説明とさせていただきます。

○議長（小川龍美） これをもって提案理由並びに内容説明は終わりました。

これより議案第2号及び議案第3号に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。鈴木議員。

○3番（鈴木拓也） 予算書の21ページなんですけれども、ご説明もあったんですけども、給食の献立システムですね。これまで、使用料及び賃借料のところですね、これは機器だけかな、項が出てたんですけども、今度委託料のほうに項が移りまして、300万ぐらいかかるということでした。

令和5年9月で契約終了ということだったんですけども、例えば、性能が特に不足するのでなければ、再リース等をして安価に、使い慣れたものを使うという選択もあったんじゃないかなってちょっと感じたりするんですけども、新しいものを導入するという予算だと思うんですけども、その辺の検討はどのようになっているのか。

また、新しいシステムに対して、何か、使い勝手ですとか、性能の向上的なものが認められるのかどうか、ちょっとその辺、もうちょっと詳しくご説明いただければと思います。

これと同じところなので、一緒に聞いちゃうんですけども、これまで、過年度の給食費未納管理システムというのに、3万円ほどでしたけども、賃借料払ってたんですね。今度の予算、それがなくなっておりますけれども、こういう仕事に関しては、今後はどういったシステムとかやり方で対応していこうとしているのか、併せてお尋ねいたします。

以上です。

○議長（小川龍美） 友野給食課長。

○給食課長（友野裕之） それでは、お答えいたします。

初めに、1点目の献立システムを新しくするというのですが、まず、大きく違うことは、議員おっしゃるとおり、今までは機器を、システムを賃貸借いたしまして、機器、それから、サーバーを含め、事務所内で交換しておりました。

今回、新しく替えるところの一つの大きなものとしては、今度、クラウド管理というものにしようと思っております。そのため、今度、機器の借上げ料がなくなりまして、そのかわり、クラウドの保守委託料であったり、それから、導入に伴う経費ということで、委託料に変えさせていただいた経緯がございます。

あと、今までと、現行のシステムと、それからあと、そのまま使用してよろしいかという検討をなされたかということなんですが、こちらも当然、現行のままということも考えたんですが、やはり機器がちょっと古くなっておりまして、基本的には、ちょっと故障している機器も実際パソコン1台発生しておりますので、それも併せて、新しく機器を導入することと併せて、セキュリティ強化のためにクラウドにするということで、今回、新しい機器の導入を考えさせていただいたものでございます。

また、その機器を新しくすることによって、どのような、新しい機能であったり、メリットがあるかということでございますが、まず、現行のシステムでは、人数管理の部分で、やはりちょっと古いシステムであったものですから、当初、月初めに各学校からその月の人数を、給食を食べる子供の人数をいただきます。ですが、その月に入りますと、やはり欠席であったり、ほかの校外学習であったりとかいうことで、予定がその都度変更になるんですね。

それが毎日のように、この学校から今日は何年何組が何人減ですと、何人増ですというのが随時入ってきますが、こちらの人数管理について、その都度入力をし直したんですが、かなり、やはり複雑な様式になっておりまして、なかなか統一した数字を一斉にシステムに反映させるということがシステム上できないことがありました。

今回新しくするシステムでは、人数管理も、1か所入力することによって全てに反映させることができるであったりとか。

あと、学校全体で発注するものがメインなのですが、中には、給食時に各クラスで使う調味料、ドレッシングなんかの、クラスごとの個数も発注する部分もあつたりします。

そういったものも、今までは手作業でクラス単位の発注回数などは計算していたんですが、今度は、各学校単位、それから、クラス単位でシステム上反映することができるようになりまして、その辺も煩雑になるところから、システム上、かなり適正な数字が一度に出るような仕組みとなっております。

そのようなところで、栄養士の事務の煩雑化を防ぐと同時に、間違いをなくすというようなことも含めまして、今回、新しくシステムを導入するものでございます。

○議長（小川龍美） 田中事務局長。

○事務局長（田中智文） 2点目の過年度給食費の未納管理システムの機器等、賃借料が3万円皆減になっている件でございますが、この過年度給食未納管理システムにつきましては、平成28年度から契約して、以後1年間のリースの延長契約みたいな形ですとやっていたのが実情です。

実際としては、過年度給食費の未納者というのは、兄弟とかいらっしゃるので、世帯単位で考えますと大体60世帯ぐらいの方になります。

ですので、こんな複雑なシステムを入れて管理するよりは、台帳で管理する。それと、併せて、こちらのほうで簡易な、例えば、Excel等の自分で表計算とかで、十分代替がきくという判断のものに皆減させていただきました。

以上です。

○議長（小川龍美） 鈴木議員。

○3番（鈴木拓也） 過年度のほうですね。何でもシステムにすればいいという、もしかしたら全体を覆っている発想から、とてもいい発想だと思いますので、ぜひ、お金もかからず、しかも、十分に効果が発揮できるのであれば、その視点でほかの業務を見渡していただければというふうに思います。

前者のほうの給食管理システム、分かりました。様々よくなることが期待されますので、期待しております。

再来年度以降は、どのくらいお金がかかり続けるのかという点だけお尋ねいたします。

○議長（小川龍美） 友野給食課長。

○給食課長（友野裕之） お答えいたします。

来年度以降のいわゆるランニングコストということでございますが、令和5年度については、導入経費と、同じ委託料の中で保守委託料と2つ、令和5年度は計上させていただきましたが、令和6年度以降につきましては、機器の導入経費はなくなりまして、

年間で保守委託料、今回は10月を導入予定としておりますので、半年分の保守委託料を計上させていただきますが、令和6年度以降は、その保守委託料が36万9,000円掛ける2倍ということで、その1年分を計上ということになります。

以上です。

○3番（鈴木拓也） 分かりました。

○議長（小川龍美） ほかに質疑ございませんか。原議員。

○1番（原 隆夫） 1点、15ページ、給食ポスターコンクールに関連して、審査員謝礼、入賞者賞品、ポスター作成委託料とかありますが、実際、このポスターが、その後、配送車両にポスターをプリントしていると思うんですが、毎年、多分審査していますので、その費用ですかね。車両の数とか、費用とか、これはどこに記載されてるか、お願いしたいと思います。

○議長（小川龍美） 友野給食課長。

○給食課長（友野裕之） お答えいたします。

ポスターコンクールに関する諸経費でございますが、議員のおっしゃるとおり、ポスターコンクールの審査員謝礼、それから、ポスターコンクールの入賞者の商品、それから、同じ15ページの下のほうになりますが、給食ポスターコンクールポスター作成委託料という形になります。

議員おっしゃる給食配送車に貼る大型のポスターの委託料なんですが、15ページの下の給食ポスターコンクールポスター作成委託料、こちらのほうに含まれております。

こちらについては、例年6台の車両の、配送ボックス、要は両面になりますが、6台ですから全部で12面あります。毎年、最優秀賞に選ばれた4点を、その都度2台の車の両面に貼るような形になっております。6台中2台の計4面、こちらをこの委託料で委託しまして、ポスターを張り替えているということになります。

以上です。

○議長（小川龍美） 原議員。

○1番（原 隆夫） 今、作成委託料の車両に費用が、15万7,000円というところは、かなり安いというふうに改めて感じているんですけども、どういう方式でやるかですね。これが1つと。

費用的に、合計してもそんなに大きな金額でないから、とやかくというんじゃないんですけども、前に視察に行った秦野市の場合は、「はだのっ子キッチン」を車両に掲

載して、別に、お子さんたちからのポスターを、あそこはPPPですから特別なのかも
しれませんけれども、毎年毎年、そういう車両にポスターというか、そういうものを掲
載するような形は取ってないというわけですけども。

私たちの給食組合として、これの歴史的な経緯とか、今後の見通しとか、その辺も含
めてお願いしたいと思います。

○議長（小川龍美） 友野給食課長。

○給食課長（友野裕之） それでは、ポスターコンクールの車両のポスターの内容でござ
いますが、まず、ポスターについては、大きさとしては1メートル40掛ける約95セ
ンチ、こちらのポスターを4枚作成するという事で、内訳としては、1枚5,000
円かかります。4枚ということで2万円程度。それから、それを出力いたしまして、ト
ラックのほうの荷台、箱のところに貼る作業、その工賃が1万8,500円掛ける4枚
分という形になっております。

それから、歴史的経緯でございますが、こちら、食育の一環で、子供たちにも給食
の、食物の大事さであったり、それから、給食を作って食べるありがたさというよう
なもの、それから、給食を様々な地域から、様々な人が作って運んでいるんだよとい
うような、食育を含めて子供たちにも考えてもらうということで始めさせていただいたもの
なんです、こちらについても、今後も引き続き食育の一環としまして、様々な、子供
たちが給食に対してどのように感じてるか。

それは、やはり、ポスターの絵であったり、それからあと、標語というんですかね、
こちらから、子供たちが今、給食に対して考えている感情とか、そういった思いとい
うのも伝わってきますので、そういったものを含めて、今後も引き続き子供たちに対して、
食育の一環として子供たちにポスターをできるだけ描いていただいて、給食の食育とい
うことで続けていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小川龍美） 原議員。

○1番（原 隆夫） 大体分かりましたけれども、ちょっと、教育長さん、分かるかど
うか、学校現場として、例えば、お子さんたちが、どの程度応募して出して、その辺の反
響といいますか、その辺のところはいがかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小川龍美） 友野給食課長。

○給食課長（友野裕之） それでは、引き続きお答えさせていただきます。

ちなみに、今年度、令和4年度の実績でいいますと、応募総数が、瑞穂の小中学校、全部で17校になりますが、全部で502点の応募がありました。

各学校には、願いまするんですが、どの学年、全ての学年であったり、何学年のみとか、そういった限定については各学校にお任せしております。

というのは、やはり学校給食のみならず、様々な、習字であったり、作文であったり、いろんな行政機関からありますので、学校の負担になることも考えまして、できるだけ我々としても出していただきたいんですが、その辺は学校のほうで提出学年というのは学校独自で決めていただいて、提出させていただいているようにしております。

以上です。

○議長（小川龍美） ほかに質疑ございますか。富永議員。

○2番（富永訓正） 予算について、2点ほどお聞きしたいと思うんですが、1点ずつお聞きいたします。

予算の総括的なことなんだと思うんですけど、これまでもお聞きしてきたことなんですけど、近い将来必要になる施設の更新に向けて、児童生徒数の推移や、PFI、PPPなど、様々な官民連携手法などをあらゆる角度から、当給食センターの施行方法の具体的な検討を今後進めていくようなことになるかと思うんですけども、それに関する経費、例えば、コンサルティングやアドバイザーに係る経費などの、本予算案にはどのように反映されているかということ、あるいは、されていないのか、その辺どうなっているのかお聞きしたいと思います。

先ほど何か、事務所費の委託料の中で若干この辺の説明が一言入ってたかなと、ちょっと感じてるんですが、改めて説明いただきたいと思います。

○議長（小川龍美） 田中事務局長。

○事務局長（田中智文） 給食センターの更新の關係の具体的な経費が、例えば令和5年度予算にどの程度というご質問だと思うんですけど、まずは今、今年度、委託で基礎的な資料を作ることになってますので、それが2月中に出来上がってきますので、それをもって、まずは、給食組合としてどのような形で、引き続き一部組合形式でやっていくということが正式に決まれば、次のステップに入っていきますので、まだ令和5年度の段階では、アドバイザーの経費だとかそういうものは一切まだ計上しておりません。

そういう方針が決まりましたら、すぐにでも決めるようになると思いますけど、そうしましたら、今度は、用地が、先ずは、ありませんので、用地を並行して選定していく

必要が、先ずありますので、用地を選定しつつ、内部的な、例えば財源だとか。

場所によって、例えば補助のメニューが変わってくる可能性がありますので、やはり最大限、財源的に有効に活用するには、防衛省の補助を採択いただけるような、土地が取得できれば一番いいんですが、それも確約は、今の段階ではできませんので、そこを探りつつ、令和5年度は、内部的なそういうものもやっていく段階になりますので。

そういうものが、大体候補地が決まりましたら、富永議員がおっしゃるとおり、アドバイザーだとか、そういう専門的な委託の経費だとか、そういうものも必要になってくる段階に入っていくと思いますので、まずは、令和5年は、そんなような状況にあります。

以上です。

○議長（小川龍美） 富永議員。

○2番（富永訓正） ちょっと別の質問をしたいんですけども、今、燃油ですとか食材、あらゆるものが価格高騰しているということで、補正にもありましたけれども、物価高騰に対する5年度の予算の考え方ですね。5年度の予算に対してその辺の物価高騰という面で、どのように反映されているか、ちょっと改めてお願いします。

○議長（小川龍美） 友野給食課長。

○給食課長（友野裕之） はい、お答えいたします。

今回、議員おっしゃるように、最近は、やはり物価高騰がかなり、様々な部分で物価高騰の波が押し寄せているという実感は、私も感じているところでございますが、先ず、一般会計の予算につきましては、主にセンターを運営するに必要な経費ということで、今回載せさせていただいております。

人件費であったり、維持管理経費として載せているわけですが、その中で、物価高騰などで、目立ってきているというのは、光熱水費になろうかと思えます。

今回やはり、ここでかなり今年度、特に電気料などについては、前年度比約1.5倍ぐらいの電気料が、かかっているという実績もございましたので、令和5年度については、やはり光熱水費関係の上昇率については、今年度直近の上昇率を加味して来年度に反映させていただいているところでございます。

また、食材等のことになりますが、食材については、一般会計とはまた別に、私費会計である給食費会計のほうで、計上させていただいているところでございますが、こちらについてもやはり、食材の高騰などがかなり目立ってきておりますので、こちらにつ

いても現状の給食費をもとにしまして、やはり栄養士などと情報共有等、情報収集に努めまして、創意工夫をしながら食材についても栄養価を落とさず児童生徒に給食を提供するような方針で行きたいと思っております。

一般会計につきましては、運営経費ということなので、特に光熱水費等の計上を来年度に合わせて増額させていただいているということになります。

以上です。

○議長（小川龍美） 富永議員。

○2番（富永訓正） 運営費ということで、直接的な食材の高騰というのは、直接的には組合の運営には影響があるのかなと思うんですけども、そうはいつでも、物価高騰が続いた場合や想定以上の高騰、これが続いた場合、燃油も含めてなんですけど、給食費への影響、この辺は組合としてはどのように考えているか、お聞きします。

○議長（小川龍美） 田中事務局長。

○事務局長（田中智文） 議員おっしゃるとおり、物価の高騰で、消費者物価指数という指数がありますけど、あれを見ても、何十年ぶりに更新しているとか、そういう報道もありますように、確かに物価が高騰しているのは事実です。

今年度、羽村市と瑞穂町の両方から、給食費の補助を、コロナの臨時創生交付金のメニューの一つとしてそれを採用した形で、給食センターのほうに補助をいただきました。来年そういうものがあるかどうか分かりませんが、もしそういうものがあれば、それぞれの市と町の考え方もありますけど、もし状況によってはお願いするような形も当然考えていかなければいけないということもあります。

あとは、来年度、すぐに上げるというわけには、ちょっと、やはり保護者の方の負担もありますので、すぐにというわけにはいきませんが、運営審議会という組合の教育委員会の諮問機関、附属機関があるんですね。学校長の代表者と、瑞穂町と羽村市のそれぞれの小中学校のPTAの代表者で構成された審議会があるんですが、そこに、一応来年度諮問する予定ではいます。

今の給食費は、平成28年からなんですね。そうすると、7年ぐらい経つんですね。令和5年で8年と。一定期間もう経ってますので、そろそろ検討する時期になってるんですけど、なおかつ、この物価高ですので、来年度はそこで一応、適正化については、ご意見をいただく予定でいます。

その意見をいただきつつ、令和6年度の給食費にそれを反映するかどうかという形

にはなると思います。まだそこはどうか、議論を経てない、答申の形も経てませんので、まずスケジュールとしてはそんな感じを考えてます。

なおかつ、そこで、来年度、国からそういうような、何か財政的な支援があるかどうか情報収集しつつ、来年度は、先ほど給食課長が申しました創意工夫を先ずもって、やりくりせざるを得ないので、そこで何とかしていきたいと考えています。

以上です。

○議長（小川龍美） 富永議員。

○2番（富永訓正） 来年度、運営審議会をしていくと。今、何といいましょう、世帯収入なんかもあまり伸びていませんし、やはり給食費の値上げということについては、あらゆる方法で、値上げしないで済むような方法を、様々な研究、検討していただいて、そういう方向性にならないようなことを、ぜひ検討してもらいたいと思いますので、その辺、よろしくお願ひしたいと思います。

質問終わります。

○議長（小川龍美） はい、分かりました。

ほかにございますか。鈴木議員。

○3番（鈴木拓也） 今の給食費のことなんですけれども、創意工夫でうまくいけばいいんですけど、なかなか厳しいですよ。4月1日から高い食材費を購入してやっていかなきゃいけないわけで、当然、羽村市、瑞穂町から補助がなければ、同レベルの給食がうまくいかないわけですね。

これは別に、どんな情報を得てるか、聞いているかということだけで、いいんですけども、来年度に関しては、どこから財源が来るかというのは、よく分からないですけども、2つの自治体から補助があつて、今の食材購入費のレベルを維持できるのかというふうに見通し持っているのかどうか。

言える範囲で構わないですね、まだ、予算決まってませんから、2つの自治体、確定的には言えませんが、聞いている範囲で、どういう情報を聞いているのかどうか、お尋ねします。

それから、もう1点、運営審議会なんですけれども、スケジュールは、どういうふうにするのか、答申はいつになるのか、お尋ねいたします。

○議長（小川龍美） 田中事務局長。

○事務局長（田中智文） 給食費の補助の関係ですけど、まず、一部事務組合ですので、

構成市町の考え方が、先ずもってあります。

先ずもって来年度当初予算、まだ各市町から説明なり何なり、議員の皆様にする、まだこれからの段階だと思いますので、具体的に給食組合のほうに食材費の補助という形では、当初予算では計上されない、計上していないと伺ってます。まだそれは確定では、この場で申し上げるのがいいのかどうなのかというのがありますので、情報としてはそういうふうに、組合としては確認しています。

2点目の、運営審議会のスケジュールなんですけど、まず、委員の任期というのが7月1日から1年間になりますので、7月1日から新しい委員になりますので、そこで審議をスタートしたいと考えております。

最終的には、給食費は給食組合の教育委員会規則で決まっていますので、その改正をしなければいけないことになりますので、結局、令和6年4月1日に間に合わせるのであれば、令和6年の1月に組合の教育委員会がありますので、そこで教育委員会の規則を改正する必要があります。

要は、逆算しますと、その前に運営審議会から、4回になるか、5回になるか、具体的に審議をいただいて、それに間に合う形で答申をいただく。その答申をいただいた形で、組合としてどう考えるかというのがあります。

そこで、もし仮に、規則を変えて、給食費を変えるんだということであれば、翌年1月の教育委員会へ諮って、それが可決されれば、羽村市と瑞穂町の小中学校の保護者の方に周知することになりますので、1月下旬から3月の間に周知を徹底させて、それを上げるかどうかは、ちょっと分からないですけど、仮に上げるのであれば、それは周知期間という意味に考えています。

スケジュールとしては以上です。

○議長（小川龍美） 鈴木議員。

○3番（鈴木拓也） 2つの自治体の当初予算には補助金が上がっていないということだったんですけども、ぜひ、実は、目の前にいるので直接言ってもいいんですけども、お立場が違うので。田中さん経由で、ぜひ補助金出してもらおうように。

まあ、一部事務組合とはいえ、一基礎自治体、公共団体ですから、ぜひ、補助金出してもらおうように、強く働きかけをしてもらうことをお願いしたいと思うんですが、そのお考えをお尋ねいたします。

それから、2点目の、運営審議会のことなんですけど、今、富永議員からもあったん

ですけども、非常に家計って厳しくなってる。また、国を挙げて子育て支援はお金がかからないようにしていこうと、そうしないと日本がつぶれるという議論してますでしょう。その最中ですから。また、食費も異常な高騰をしている最中の議論で、それ前提に議論をしたら、もしかしたらその後どうなるかというのは分かりませんからね。かなり、やはり議論というのは慎重にしなければいけないだろうという感触を持つんですね。

それから、やはりPTAの会長さんだけから意見聞いてね、保護者の意見聞いて決めましたという形は、ちょっと、やはり不十分ですよ。もっと広い保護者から声を集める、アンケートを取るとか。

そんな工夫もやらないと、やはり、仮に上げるという話になった場合、国の政策にも逆行するし、異常な物価高前提に決めてるじゃないかという批判出ますからね。ちゃんとやらなきゃいけないなという感じは持つんですけども、運営の中身に関して、何か今のところお考えをお持ちなのか。ぜひそういう意見も踏まえて検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小川龍美） 田中事務局長。

○事務局長（田中智文） まず、1点目の給食費の補助の関係ですけど、先ほどの繰り返しになるんですが、まずはこちらのほうの創意工夫をもってやるというのが、第一にあると思いますので、万が一それで、もう支障が、出来てどうしようもないよということであれば、そういうようなことも考えなければいけないようなこともあると思います。

ただ、現状としてはそういう状況にはないので、それを想定して今からお願いするということはちょっと考えていません。

2点目なんですけど、確かに、多くの保護者の方から意見をいただけるのは、それは、理想なんですけど、でも、それってやはり限界がありますので、ある程度代表者、PTAですね、保護者の代表者から意見聴取するというのが基本にあります。

あとは、やり方としては、アンケート調査なんかも、一つの手法だと思いますので、そういうものも検討しつつ、意見集約については検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（小川龍美） よろしいですか。

ほかに。石井議員。

○5番（石井尚郎） 21ページの備品購入費、給食用備品として計上されているんです

けども、少し話があったのかなと思うんですが、詳しい何になるのかということと、それから、再来年度以降、老朽化した備品というものがどういう計画でなされていくのかということも、ちょっと含めて教えていただきたいと思います。

○議長（小川龍美） 友野給食課長。

○給食課長（友野裕之） まず初めに、21ページの備品の内訳のご説明をさせていただきます。

今回、備品購入費のほうに計上させていただいたものについては、第1センターで3種類、それから、第2センターで3種類、それからあと、第1センター、第2センター共通で1種類、合計7種類になります。

まず、第1センターでございますが、備品購入予定のものとしましては、蒸気回転釜、こちら2台を予定しております。これは主に、煮物であったり、お味噌汁であったり、汁物であったり、混ぜ物であったり、そういったものを大人数作る釜になります。

それから、2つ目としまして、二重保温食缶、こちらを181個予定しております。これについては、各学年、教室に届けます給食の食材を入れていく食缶でございます。こちらがやはり老朽化していますので、規格も統一するために、小学校分全て181個買い換える予定でございます。

それから、もう1つが、消毒保管庫、これが1台になります。こちらは、調理場の中にあります、戻ってきた給食の食缶等を洗って、それを高温で消毒しながら乾燥させるという機械になりますが、こちらも1台、平成10年に購入していますので、老朽化によりまして基盤等も古くなっていますので、1台買い換える予定でございます。

これが第1センターの備品購入の内訳となります。

それから、第2センターでございます。

第2センターまず3種類のうち1種類目が、スチームコンベクションオーブン、これは焼物機になりますが、これを2台購入。

それから、2つ目といたしまして、カップ用昇降式消毒保管庫、第1センターでも同じような消毒保管庫を買う予定ですが、こちらは給食に使うお碗ですね、こちらを洗浄、高温消毒しながら翌日まで保管しておくもの、こちらを2台購入予定としています。

それから、次が、3つ目といたしまして、給食のコンテナです。これを中学校の分として4台購入予定です。こちらは、できた給食をトラックに載せる際、大型のコンテナにクラス分を収納しましてトラックに積み込む、そのためのものとなります。こちらを

4台購入予定でございます。

それから、第1センター、第2センター共通といたしまして、移動式スポットクーラー、これを2台購入予定としております。やはり、特に最近では夏場、夏休み近く、もしくは、2学期初頭はかなり日中の気温が高くなっております。そのことに伴いまして、調理場でもやはり室内温度の上昇が見込まれますので、調理員の健康管理も含めまして、移動式のスポットクーラーを2台購入しまして、こちらは特に高温になる部分に移動させて、冷風を調理員に当てながら調理をしてもらうというようなもので、調理場にそれぞれ1台ずつ配備する予定となっております。

こちらが令和5年度に購入予定の備品の一覧となります。

それから、2点目の、今後の予定でございますが、こちらについては、実は、令和5年度、ここで計画的に購入する備品の5か年計画の最終年度となっております。

ですがいまして、令和6年度以降からの整備計画につきましては、また新しく備品等の購入の年度等も見定めながら新しく立てる予定でいます。

以上です。

○議長（小川龍美） 石井議員。

○5番（石井尚郎） ありがとうございます。

ということは、来年度に新しい計画をまた立てていくということなのですが、これは、先ほど、富永議員からお話が出ましたセンターの更新ということにもかかわってくると思いますね。

「はだのっ子キッチン」ですか、あそこで見た視察の印象というのは、スピード感だったんですね。要するに、本来は5年10年、10年ぐらいかかるものを、どこまで短くしてやっていくのかということが視察の本命だったと言いますか、内容だったと思いますが、それと、備品が老朽化していったら、更新をしていくというタイミングというのを見ることも大事でしょうし。

センターの方針というのは、随分前から、20年以上前から、食物アレルギーの対応ができてないという前提で、私たち、学校給食組合というのが続いてきているということを考えれば、どういうスピード感で持っていくのかというような、これが非常に大事になってくると思っているのですが、そこら辺の計画ということと併せて、センターの更新の計画、そのスピード感ということと計画の連動性、これをどういうふうに考えていらっしゃるのか。

○議長（小川龍美） 田中事務局長。

○事務局長（田中智文） 議員のおっしゃるとおり、備品の購入というか、設備の維持管理にかかる、それだけではないですけど、いろんなものが、かかってきます。

それと、あとは、更新がありますので、そこは、バランスを取りながら、無駄のないようにしていかなければいけないというのは十分承知していますので、来年度計画を立てるに当たっても、その視点は十分入れつつ、必要最小限のものを。

センターは結局、いろんなもの、平成の十二、三年の頃に一斉に入れ替えてるんですね。という、もう20年ぐらい経つんですね。そうすると、かなり、経年劣化もそうですし、修理がきかないような備品もかなり存在しているのは確かなので。

そういうのは、日々の給食を提供するには優先的に買い換える必要がありますので、そういう必要最小限のものを買い換える計画を立てつつ、センターの更新もありますので、そちらも可及的速やかにやらなければいけないと考えていますので、もちろんそちらにもスピード感を持ってやらなきゃいけないというように考えています。

それを並行してパラレルで考えていかなきゃいけないというのは十分承知しておりますので、そういう視点に立って考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小川龍美） 石井委員。

○5番（石居尚郎） ありがとうございます。

従業員の皆さんも、かなり古い機器を工夫しながら使っていらっしゃるという話は十分以前から聞いておりますので、頑張っていらっしゃるという。だからこそ、管理者にお聞きしたいんですけども、要するに、どういうスピード感でもってやっていこうとしているのかというのが、すごく大事になってくると思うんですね。

いつまでも、それが、出来るわけじゃないし、そのぎりぎりの中で安心安全の給食を提供していただいているということは、本当に尊いことだろうと思いますので、それを考えるのであれば、働く人のためにもそうでしょうし、提供される子供や保護者のためにも、更新というものが急がれる。この計画というのは具体的に、管理者としては、どういうふう考えていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（小川龍美） 橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） ありがとうございます。

私も先ず、市長に就任をした直後に、杉浦副管理者のもとに参りまして、私も前から

学校給食の施設の更新というのは、非常に早く、スピード感を持ってやるべきだというふうに思っておりましたので、杉浦副管理者とお話しさせていただいた中で、今年度2月に結果が出ますけれども、それをすぐに指示をして、先ず、どういった施設が必要なのか、どういった面積、そしてまた、今後の児童生徒数の推移ですとか、そういったものを含めて、今後の計画を立てる中で、いろんなことの調査をさせていただきました。その結果が今年度中に上がってまいります。それをもとにしまして、来年度は、いろんな教育関係も含めて、そういったものを立ち上げまして、それこそ秦野市でいろいろ勉強させていただいたことも含めて参考にさせていただきながら、とにかくスピード感を持って、当然、アレルギー食の対応というのも本当に遅れております。そういったことも含めて、いろんな角度から見させていただいて。

例えば、先ず、場所をどこにするか、どういう方式でこれからやっていくのか、今までのような一部事務組合がやるということは、なかなか難しいのかもしれませんが、いろんな秦野市の中で検討をした結果ということもお聞きいたしましたので、そういったことも含めて、できるだけ早いうちに方針を立てていって、そのところは、スピード感を持ってやっていきたいなと思います。

今、いろんな備品も、これからまた5年間の予定を立てることなのですが、その間に施設のほうが、ある程度、目途がつくようなことがあれば、いいなと思っておりますので、できるだけ早い段階で方針が決定できるように、鋭意それは取り組んでいきたいなと思っております。

加えて、今、材料費ですとか、建設の費用というふうなものも値上げをされていて非常に難しい時期でありまして、そういったものを、やはり国だとかいろんなところの補助も、もし出来たら、そういったことも含めて利用させていただきながら、できるだけ皆さんが望んでいられるような施設を作っていきたいというのは、今ここでお約束をさせていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（小川龍美） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川龍美） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第2号の件の討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川龍美) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第2号「令和5年度 羽村・瑞穂地区学校給食組合予算」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川龍美) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号の件の討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川龍美) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第3号「令和5年度 羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町暫定分賦金の決定について」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川龍美) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第4号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。橋本管理者。

○管理者(橋本弘山) 議案第4号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」につきまして、ご説明いたします。

国家公務員の定年引上げに伴い、地方公務員の定年も60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げられることを踏まえ、地方公務員についても、国家公務員と同様の措置を講ずるため、地方公務員法の一部を改正する法律が施行されます。

本案は、これに伴い、関係する条例の規定を整理する必要性が生じたため、各条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小川龍美） 田中事務局長。

○事務局長（田中智文） 議案4号の細部につきまして、ご説明いたします。

はじめに、定年引上げの概要についてご説明いたします。議案第4号資料2の「定年引上げの概要」をご覧ください。

まず1点目は、定年の段階的引上げです。よろしいでしょうか。新旧の一番後についているものになります。A4の縦の資料になります。分かりますか。よろしいでしょうか。

それでは、まず1点目は、定年の段階的引上げです。現行60歳としている定年を、令和5年度から2年に1歳ずつ段階的に引き上げていき、令和13年度に65歳とするものであります。

2点目は、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制の導入についてです。

当組合の管理監督職は部長職及び課長職を指しますが、60歳に達した日後の最初の4月1日から、管理監督職以外の職である、原則、係長職に降任することとなります。

なお、役職定年により他の職へ異動することで公務の運営に著しい支障が生ずる場合に限り、引き続き管理監督職として勤務させることができる特例を設けます。

3点目は、再任用制度についてです。

現行の再任用制度は、令和5年3月31日をもって廃止となりますが、60歳以降の職員の多様な働き方のニーズに対応するため、60歳に達した職員が、本人の希望により短時間勤務で勤務できる定年前再任用短時間勤務制を導入いたします。

また、定年の段階的な引上げ期間中は暫定的に現行の再任用制度と同様の制度を運用してまいります。

4点目は、給与制度についてです。

60歳に達した日後の最初の4月1日以後、職員の給与については、60歳の時の7割水準とするものであります。

役職定年制により降任した職員には、60歳の時の7割水準となるよう、管理監督職勤務上限年齢調整額を支給することとなります。

5点目は、情報提供・意思確認制度についてです。

職員が60歳に達する日の属する年度の前年度に、60歳以後に適用される任用、給与、退職手当に係る情報提供、意思確認を行うものであります。

それでは、改正の主な内容についてですが、議案第4号資料1の新旧対照表の1ページ

をご覧ください。

第1条「羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の定年等に関する条例」については、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制や、定年前再任用短時間勤務制を導入するほか、所要の改正及び規定の整備を行うものであります。

21ページをご覧ください。

第2条「羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例」については、懲戒処分による減給の取扱いについて、例外措置を講ずるものであります。

22ページをご覧ください。

第3条「羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例」については、60歳に達した日後の最初の4月1日以後、職員の給与水準を60歳到達時の給料月額7割水準とする減額措置を講ずるとともに、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額の算定方法等を定めるほか、所要の改正及び規定の整備を行うものであります。

33ページをご覧ください。

第4条「羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の育児休業等に関する条例」については、育児休業及び部分休業をすることができない職員に、管理監督職勤務上限年齢制によって他の職への降任等を延長された管理監督職の職員を加えるものであります。

36ページをご覧ください。

第5条「羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」については、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものであります。

39ページをご覧ください。

第6条「羽村・瑞穂地区学校給食組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」については、地方公務員法を引用する条項を改めるものであります。

第7条「羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の再任用に関する条例」については、制度を廃止するため、本条例を廃止しようとするものであります。

なお、この条例中、付則第14条の規定は公布の日から、その他の規定は令和5年4月1日から施行しようとするものであります。

以上をもちまして、議案第4号の細部説明とさせていただきます。

○議長（小川龍美） これをもって提案理由並びに内容説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川龍美) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川龍美) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第4号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川龍美) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第5号「羽村・瑞穂地区学校給食組合個人情報保護に関する法律施行条例」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。橋本管理者。

○管理者(橋本弘山) 議案第5号「羽村・瑞穂地区学校給食組合個人情報保護に関する法律施行条例」につきまして、ご説明いたします。

本案は、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、「個人情報の保護に関する法律」の一部が改正されたことから、この個人情報保護法の施行に関し、委任される事項等、必要な事項を定めるため、条例を制定するものがあります。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行しようとするものであります。

また、この条例の制定に伴い、「羽村・瑞穂地区学校給食組合個人情報保護条例」の廃止及びそれに伴う経過措置について、並びに、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の一部改正について、それぞれ本条例の付則で定めるものがあります。

細部につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長(小川龍美) 田中事務局長。

○事務局長(田中智文) それでは、議案第5号の細部につきまして、ご説明いたします。

議案書2ページの条例案をご覧ください。

初めに、第1条は、条例の趣旨について規定するもので、個人情報の保護に関する法律の施行に必要な事項を定めるものとしております。

第2条は、この条例における用語の定義について定めており、第1項では、「組合の機関」について、第2項では、そのほかの条例で使用する用語は、法で使用する用語の例によるものと規定しております。

第3条では、開示請求にかかる手数料等について規定しており、第1項では、手数料の額は無料とすること、第2項では、写しの交付により開示を受ける場合は、写しの交付に要する経費、また、送付により開示を受ける場合は、送付に要する経費を負担しなければならないことを規定しております。

第3項では、写しの交付に要する費用は、規則で定める方法により納付しなければならないことを規定しております。

第4条では、審査請求にかかる審査会への諮問は、規則で定める書類を添えてすることと規定しております。

第5条では、施行状況の公表について規定しており、毎年度、法の施行の状況について取りまとめ、概要を公表するものとしております。

3ページをご覧ください。

第6条では、委任について、この条例の施行に関して必要な事項は規則で定めることを規定しております。

次に、付則についてですが、付則第1条では施行期日について、令和5年4月1日から施行することを規定しております。

付則第2条では、本条例の施行に伴い、羽村・瑞穂地区学校給食組合個人情報保護条例を廃止することを規定しております。

付則第3条では、羽村・瑞穂地区学校給食組合個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置について定めており、第1項では、実施機関の職員等が職務上知り得た個人情報についての適正な取扱いの義務について、本条例施行後も従前の例によるものとするを規定しております。

第2項では、本条例の施行日前に旧条例の規定により請求された自己情報の開示、訂正及び利用等の中止については、条例施行後も従前の例によるものとするを規定しております。

第3項から、4ページ、第5項では、経過措置における罰則の適用について規定しております。

第4条では、本条例の施行に伴い、羽村・瑞穂地区学校給食組合個人情報保護審議会が廃止されることから、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の一部を改正する内容について定めるもので、別表第1から、個人情報保護審議会委員の項を削るものであります。

以上で、議案第5号の細部説明とさせていただきます。

○議長（小川龍美） これをもって提案理由並びに内容説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川龍美） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ありませんか。鈴木議員。

○3番（鈴木拓也） 議案第5号「羽村・瑞穂地区学校給食組合個人情報の保護に関する法律施行条例」に反対の討論を行います。

本条例案は、これまで各自治体が個人情報保護条例によって守ってきた在り方を一新し、国が個人情報保護法でおおよそのルールを決め、自治体の個人情報保護のルールは言わば付け足しの部分に限るとする、大きな制度改革の中で提案されております。

その目的は、行政が持つ膨大な個人情報の取扱いルールを単一のものとする一方で、ビッグデータとして産業振興に活用しようとするものなどです。

新たな産業が生まれる可能性を持つ一方、個人情報の保護が弱まるのではないかと、また、大事な個人情報が流出して悪用される危険性をはらむものではないかと指摘をされております。

例えば、現在の組合の個人情報保護条例におきまして、思想信条及び信教に関するもの、社会的差別の原因のおそれのあるもの等は収集の禁止がされておりまして、その例外として審査会が認めたときと定めております。

しかし、例えばこの内容は新しい保護に関する法律施行条例には、ございませんで、その同じ内容は、法のほうで、所掌事務または業務を遂行するために必要な場合に限り個人情報保護できるという内容を定められているということになっております。明らかに個人情報の保護に関しまして、ルールが弱められていると言わざるを得ないと思えます。

また、匿名確保情報というのもこの大きな仕組みの中で話になっております。個人情報の一部を加工して分からないようにする。その情報は、国の機関等に提供ができるという内容ですけれども、幾ら匿名の加工をしてあるといいましても、他の情報と併せれば、個人が特定される、そういった危険性も生まれてまいります。

また、この情報を提供する場合には、本人の同意は必要なく、通知もされず、提供対象から外してほしいと要求する規定はなしということになっております。

現在のIT社会では、集積された個人データが本人の知らないところでやり取りされておりまして、それによる不利益を被る危険性が高まっております。行政情報のビッグデータ化の前に、どんな情報が集められているかを本人が知り、不当な利用がなされないような、関与する権利をしっかり保障することが先決だろうと考えます。

こういった様々な問題を持ちながら進められている個人情報保護のルールの変更は、国が進めているものではありませんけれども、その一端を占める本条例の変更、制定にも賛成はできません。

以上です。

○議長（小川龍美） 鈴木議員の討論が終わりました。

ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川龍美） これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第5号「羽村・瑞穂地区学校給食組合個人情報の保護に関する法律施行条例」の件は、起立により採決をいたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小川龍美） はい、結構です。起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第8、議案第6号「羽村・瑞穂地区学校給食組合情報後悔・個人情報保護審査会条例」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） 議案第6号「羽村・瑞穂地区学校給食組合情報公開・個人情報保護審査会条例」につきまして、ご説明いたします。

本案は、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴

い、「個人情報の保護に関する法律」の一部が改正されたことから、羽村・瑞穂地区学校給食組合情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織、並びに審査会の調査審議の
手続等について定めるため、条例を制定するものであります。

現在、羽村・瑞穂地区学校給食組合情報公開・個人情報保護審査会については、組合
情報や保有個人情報の開示決定等に対する審査請求について、諮問に応じ、調査審議す
る管理者の附属機関として、「羽村・瑞穂地区学校給食組合情報公開条例」に設置規定
が置かれており、同条例及び「羽村・瑞穂地区学校給食組合個人情報保護条例」のそれ
ぞれに審査会への諮問及び審査会の調査審議の手続等が定められております。

改正個人情報保護法の施行に伴い、保有個人情報の開示決定等に対する審査請求につ
いて、諮問の根拠が個人情報保護法に変更されること、また、審査会の位置付けについ
て、「行政不服審査法」に基づく附属機関となることを踏まえ、審査会の設置及び関係
手続等を整理することとし、本案を提出するものであります。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行しようとするものであります。

また、この条例の制定に伴い、情報公開条例の一部改正及びそれに伴う経過措置につ
いて、並びに、「羽村・瑞穂地区学校給食組合行政不服審査条例」の一部改正について、
加えて、議案第5号で提案いたしました個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置につい
て、それぞれ本条例の付則で定めるものであります。

細部につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決
定くださいますよう お願いいたします。

○議長（小川龍美） 田中事務局長。

○事務局長（田中智文） それでは、議案第6号の細部につきまして、ご説明いたします。

議案書2ページの条例案をご覧ください。

初めに、第1条は条例の趣旨について規定するもので、羽村・瑞穂地区学校給食組合
情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織、調査審議の手続きについて定めるもの
であります。

第2条では、審査会を設置して行う事務について定めており、第1号では、羽村・瑞
穂地区学校給食組合情報公開条例、第2号では個人情報保護法の規定による諮問に応じ、
審査請求について調査審議することと規定しております。

第2項では、第1項に規定した事務のほか、第1号では情報公開に関する重要事項は
実施機関に、個人情報の保護に関する重要事項は組合の機関に意見を述べることができ

ることを定めております。

第3条では、この条例における用語の定義について定めております。

3ページをご覧ください。

第4条では、審査会の組織について、委員5人以内をもって組織することを定めております。

第5条では、委員について定めており、第1項では、個人情報保護制度及び地方自治に関して優れた識見を有する者のうちから管理者が委嘱すること、第2項では、任期を2年とし、再任を妨げないこと、第3項では、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期を前任者の残任期間とすること、第4項では、委員の守秘義務について規定しております。

第6条では、会長及び副会長について規定しており、第1項では、審査会に会長、副会長を置き、委員の互選により定めること、第2項では、会長は審査会を代表し、会務を総理すること、第3項では、副会長は会長を補佐し、会長が欠けたときは職務を代理することを定めております。

第7条では、審査会の調査審議は本条例の定めにより実施することを規定しております。

第8条では、審査会の調査権限について定めており、第1項では、審査会は審査請求に関して必要があるときは諮問庁に対し、組合情報または保有個人情報の開示を求めることができること、また、この場合において、何人も審査会に対し、その提示された組合情報または保有個人情報の開示を求めることができないことを規定しております。

第2項では、審査会から第1項の規定による求めがあったときは拒んではならないことを定めております。

第3項では、審査会は、必要があるときは諮問庁に対し、組合情報または保有個人情報に含まれている情報の内容について、審査会の指定する方法により資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができることを規定しております。

4ページをご覧ください。

第4項では、第1項及び第3項に定めるもののほか、審査請求人、諮問庁などに意見書または資料の提出を求めることなどの必要な調査ができることを規定しております。

第9条では、意見の陳述について定めており、第1項では、審査会は、審査請求人等から申出があったときは、口頭で意見を述べる機会を与えなければならないことなどを規定しております。

第2項では、第1項の場合、審査請求人等は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができることを規定しております。

第10条では、意見書等の提出について定めており、審査請求人等は審査会に意見書等を提出することができること、また、審査会が期間を定めたときは、その期間内に提出しなければならないことを規定しております。

第11条では、提出された意見書等の閲覧等について定めており、第1項では、審査請求人等は審査会に対し、第8条第3項もしくは第4項、または第10条の規定により提出された意見書等の閲覧または書面の交付を求めることができること、また、審査会は、正当な理由がなければこれを拒むことができないことを規定しております。

第2項では、第1項の規定による閲覧または交付の求めは、規則で定める事項を記載した書面を提出しなければならないことを規定しております。

第3項では、第1項の定めによる閲覧または交付をしようとするときは、当該意見書等を提出した審査請求人等の意見を聴かななければならないことを定めております。

5ページをご覧ください。

第4項では、第1項の規定による閲覧について日時及び場所を指定することができることと定めております。

第12条では、審査会が行う調査審議の手続は公開しないことを規定しております。

第13条では、審査会が審査請求にかかる諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付し、答申の内容を公表することを定めております。

第14条では、委任について、この条例に定めるもののほか、審査会に関して必要な事項は規則で定めることを規定しております。

第15条では、第5条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者についての罰則を定めております。

次に、付則についてですが、付則第1条では、施行期日について、令和5年4月1日から施行することを規定しております。

付則第2条では、本条例の施行に伴い、必要となる羽村・瑞穂地区学校給食組合情報公開条例の一部を改正する内容について定めるもので、条番号及び文言の整理を行うものです。

6ページをご覧ください。

付則第3条では、羽村・瑞穂地区学校給食組合情報公開条例の改正に伴う経過措置に

ついて定めており、第1項では、現に委嘱されている委員は、本条例の施行日に審査会の委員に委嘱されたものとみなすことを規定しております。

第2項では、第1項の規定により委嘱されたものとみなされる委員の任期は、旧審査会の委員としての残任期間とすることを規定しております。

第3項では、本条例の施行日前に旧審査会にされた諮問は、施行日において審査会に諮問されたものとみなし、旧審査会により施行日前に行われた調査審議は、本条例の規定により行われたものとみなすことを定めております。

第4項では、旧審査会の委員であるもの又は旧審査会の委員であった者の守秘義務について、第5項では、施行日前にした行為などについての罰則の適用について、条例施行後も従前の例によることを定めております。

付則第4条では、本条例における審査会は、改正法の規定に基づき、行政不服審査法第81条の機関として位置づけられることから、羽村・瑞穂地区学校給食組合行政不服審査条例の一部を改正する内容について定めるもので、第3条の表現を改めるものであります。

付則第5条では、羽村・瑞穂地区学校給食組合個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置について定めており、旧審査会に諮問されたもので調査審議を終えていないものについては本条例による審査会に諮問されたものとみなし、その場合の調査審議については従前の例による規定するものであります。

以上で、議案第6号の細部説明とさせていただきます。

○議長（小川龍美） これをもって提案理由並びに内容説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川龍美） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川龍美） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第6号「羽村・瑞穂地区学校給食組合情報公開・個人情報保護審査会条例」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川龍美） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第7号「教育委員会教育長の任命について」の件を議題といたします。

この際、儘田教育長の退席を求めます。

（教育長 退室）

○議長（小川龍美） 提出者から提案理由の説明を求めます。橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） 議案第7号「教育委員会教育長の任命について」をご説明いたします。

令和4年4月から羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会教育長としてご尽力をいただいております儘田文雄氏が、本年3月31日をもちまして、任期が満了となります。

つきましては、儘田氏を教育委員会教育長として再任いたしたく、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第1項の規定により、議会のご同意をいただくため、本案を提出するものであります。

儘田氏の住所は青梅市東青梅三丁目12番地の9、生年月日は昭和34年9月2日、任期につきましては令和5年4月1日から令和8年3月31日までであります。

儘田氏の主な経歴は、お手元に配付しております議案第7号資料のとおりですが、ご本人は羽村市の教育長であり、極めて人格が高潔で優れた識見をお持ちであることから、当組合の教育委員会教育長としてふさわしい方であります。

以上、よろしくご審議のうえ、ご同意くださいますようお願いいたします。

○議長（小川龍美） これをもって提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川龍美） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川龍美） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第7号「教育委員会教育長の任命について」の件を採決いたします。お諮りいたします。本件は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川龍美） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

この際、儘田教育長の除席を解除いたします。

（教育長 入室）

○議長（小川龍美） 日程第10、議案第8号「教育委員会委員任命について」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） 議案第8号「教育委員会委員の任命について」をご説明いたします。

平成26年4月から羽村・瑞穂地区学校 給食組合教育委員会委員としてご尽力をいただいております鳥海俊身氏が、本年3月31日をもちまして、任期が満了となります。

つきましては、鳥海氏を教育委員会委員として再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第2項の規定により、議会のご同意をいただくため、本案を提出するものであります。

鳥海氏の住所は瑞穂町大字1081番地6、生年月日は昭和30年9月19日、任期につきましては令和5年4月1日から令和9年3月31日までであります。

鳥海氏の主な経歴は、お手元に配付しております議案第8号資料のとおりですが、ご本人は瑞穂町の教育長であり、極めて人格が高潔で優れた識見をお持ちであることから、教育委員会委員としてふさわしい方であります。

以上、よろしくご審議のうえ、ご同意くださいますようお願いいたします。

○議長（小川龍美） これをもって提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川龍美） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川龍美） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第8号「教育委員会委員の任命について」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川龍美） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

次に、日程第11、「議員派遣について」の件を議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第72条の規定により、閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、その目的、場所、期間及び派遣議員名簿等については議長にご一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川龍美） ご異議なしと認めます。よって、本件は議長に一任することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これにて閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

午後3時55分 閉会